

○上山市快適環境条例

平成10年3月27日条例第3号

「万国の人来り見よ雲はるる蔵王の山のその全（また）けきを」と、歌人齋藤茂吉が賛嘆してやまなかつた秀峰蔵王連峰に抱かれはぐくまれてきた上山は、古来、羽州街道の重要な宿場町としてまた温泉城下町として、往来する旅人や観光客を温かく迎えもてなしてきた。

雪解けの清（せい）冽（れつ）な水の流れとともに木々が一斉に芽吹く春、駒草など高山植物が美しく咲き乱れる夏、青天のもと、錦に紅葉した山並みを背に黄金色に実る稲穂と豊（ほう）饒（じょう）な農作物に恵まれる秋、そして冬、樹氷に輝く白銀の蔵王と情緒あふれる湯けむりの温泉街など、この上山を取り巻く環境は、四季折々、住む人々と訪れる人々の心身をいやし続け、多くの伝統や文化遺産を残している。

私たちは、この心地よく安らかな環境と伝統文化を市民共有の貴い財産として守り育てていくことはもちろん、かけがえのない地球環境の保全という理念のもとに、的確な施策をもって、なお一層健康で快適かつ文化的な生活を享受することができる環境を創造し、将来の市民に継承していかなければならない。

ここに、市長、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し互いに協調するとともに、英知と総力を結集し、上山の快適環境の保全と創造に努めることを決意し、この条例を制定する。

上山市快適環境条例

（目的）

第1条 この条例は、すべての市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることを踏まえ、市長、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに今後の施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）良好な環境 市民が、健康で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び文化歴史環境をいう。
- （2）環境施策 良好な環境の保全及び創造に関する施策をいう。
- （3）自然景観 水辺、緑地、森林、樹木等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- （4）文化景観 都市、集落、道路、公園、農地、歴史的及び文化的な建造物、遺跡等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- （5）地域文化 上山市における歴史、文化及び地域活動の所産としての行事並びに技術、芸術、学問、建造物、民俗、人間等の文化価値を有するものをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、環境施策を実施し、推進するものとする。

2 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めるものとする。

3 市長は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施し、推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に良好な環境の確保に努めるとともに、良好な環境を破壊し、生活環境を汚損することのないよう、配慮するものとする。

2 市民は、自らが所有、占有又は管理する土地、建物その他の物件を適正に管理し、良好な環境の確保に努めるものとする。

3 市民は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、法令及びこの条例に違反しない場合にあっても、良好な環境を侵すことのないよう、自らの責任と負担において、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、良好な環境の保全に努め、常に施設等を適正に管理するとともに、その作業状況を把握するものとする。

3 事業者は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(緑環境の保全)

第6条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、農業地域及び森林地域等の調和のとれた保全を図るとともに、公園緑地等の整備及び保全に努め、緑豊かな環境づくりに努めなければならない。

(水環境の保全)

第7条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、河川、水路、ため池その他の水辺環境の積極的な管理と浄化を図り、清流の保全と水を大切にすまちづくりに努めなければならない。

(公害の防止)

第8条 市長、市民及び事業者は、その活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物等を生じさせ、人の健康又は良好な環境を損なうことのないよう、努めなければならない。

(景観の保全及び育成)

第9条 市長、市民、事業者及び上山市を訪れる何人も、上山市の自然景観及び文化景観の特性を失わないよう、調和のとれた保全と育成に努めるものとする。

(地域文化の保全及び育成)

第10条 市長、市民及び事業者は、上山市の歴史と風土に培われた地域文化を尊重し、その個性と特質を失わないよう、その保全と育成に努めるものとする。

(快適環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、快適環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定及び変更する場合においては、上山市快適環境審議会の意見を聴かなければならない。

(快適環境審議会の設置)

第12条 上山市の良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項の調査審議を行わせるため上山市快適環境審議会を置く。

2 前項の審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項

(特定環境地域等の指定)

第13条 市長は、環境施策を実施及び推進するために必要があると認めるときは、特定の地域、自然景観及び文化景観を特定環境地域等として指定することができる。

2 特定環境地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(協定等の締結)

第14条 市長は、環境施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、市民及び事業者と環境保全のための協定等（以下「協定等」という。）を締結することができる。

2 市民及び事業者は、協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

3 協定等を締結した市民及び事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

(情報の提供)

第15条 市長は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要に応じ環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するものとする。

(指導、助言及び助成)

第16条 市長は、良好な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導、助言及び助成を行うことができる。

2 市長は、市民及び事業者に対し、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、これに応じてとることになった措置について、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第17条 市長は、公害等により良好な環境を著しく悪化させる行為をし、又はその可能性のある行為をしようとする者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(表彰)

第18条 市長は、良好な環境の保全及び育成に関し、顕著な功績があった者を表彰することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。